

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(再処理設備本体等)の使用前事業者検査における検査方法等についての面談

2. 日時：令和2年9月30日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、  
館内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、岡田技術参与、  
小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃(株)再処理事業部 事業者検査課長 他4名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、使用前事業者検査における検査方法等について、資料に基づき以下の説明があった。

(1)「検査方法の選定の考え方」について

・設工認申請に係る作業プロセスにより様式8で抽出された検査項目(材料、寸法、耐圧・漏えい、機能・性能等)に対して、検査方法の検討として、有効な検査記録等の考え方、実測等(実検査)不可の条件を整理し、検査項目ごとに検査方法(記録確認、実検査、代替検査)を選定し、検査要領書に定めて実施する。

(2)「記録の検証方法」について

・記録確認検査及び代替検査を行う場合は、要求事項を満足する記録の考え方を整理し、確認結果を判定結果チェックシートにまとめ、検査に用いる記録の妥当性を確認した後、それぞれ検査を実施する。また、満足しないと判断されたものは、実測等により対応する。

(3)「代替検査の評価方法」について

・代替検査を実施する場合は、本来の検査目的に対する代替性の評価を行い、妥当性を確認した後、検査を実施する。また、評価した結果を代替検査評価確認書として検査要領書に添付する。

(4)「機能・性能検査の考え方」について

・要求事項に応じて検査方法(機器レベル又は系統レベル)を選定し、検査を実施する。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・使用前事業者検査に係る検査方法等を構築する作業スケジュールを説明すること。特に、記録確認検査とする範囲、代替検査の手法等の基本方針については、設工認申請で明確にすることを念頭に整理すること。
- ・検査方法の選定の考え方については、検査項目ごとの選定方針として具体的に整理すること。その際、定期的実施している機能・性能に係る検査について、使用前事業者検査期間中に実施するものは使用前事業者検査としても位置付けるとのことであり、選定の考え方として明確にすること。
- ・容器の板厚に係る寸法検査の代替評価については、運転実績からの減肉量の評価方法の信頼性が必要であり、判定基準となる値の考え方についても検討が必要である。
- ・機能・性能検査の考え方については、技術基準との関係だけでなく、設工認申請書記載事項との関係も含めて整理していることを明確にし、検査方法の選定の考え方を区別しつつ、今回の使用前事業者検査における取扱いを整理すること。その際、特に核燃料物質等を用いる試験等の実施の考え方を明確にすること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査における検査方法等について